九州グリーンエネルギー産業推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条

この組織は、九州グリーンエネルギー産業 (注) 推進協議会 (以下、「協議会」と言う) と称する。

(注) グリーンエネルギー産業

節電、省エネ、再エネ、スマートハウス・ビル スマートコミュニティ及びグリーン物流(次世代自動車、次世代ステーション等)等を含む産業

第2章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 協議会は、九州地域に競争力を有するグリーンエネルギー産業の集積 を図るため、グリーンエネルギーに関連する施策情報・先進的取り組み等を 九州管内の事業者等に行き渡らせる体制整備等を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1)施策情報・先進的取り組み等を九州管内の事業者等に行き渡らせる体制の整備
 - (2) 施策情報・先進的取り組み等の共有・発信
 - (3)連携・交流促進
 - (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織等

(組織)

- 第4条 組織は、グリーンエネルギー関係省庁等連絡会(以下、「連絡会」と言う)、会員、事務局により構成する。
- 2. 連絡会は、国の出先機関及びその関係機関等で組織する。
- 3. 会員は、連絡会の関係事業者団体、自治体等で組織する。なお、企業・大学等の参加を妨げない。

(入会)

第5条 入会を希望する者(会員)は、事務局に申込書(情報提供依頼申込書) を提出しなければならない。 (退会)

第6条 退会しようとする者(会員)は、事務局に申し出なければならない。

第4章 職務

(事務局の職務)

- 第7条 事務局は、連絡会を年1回程度開催する。
- 2. 事務局は、施策情報・先進的取り組み等を九州管内の事業者等に行き渡らせる体制の整備を行う。
- 3. 事務局は、連絡会で集約された施策情報等をセミナー・メルマガ・定例会 議等を利用し会員へ情報発信する。
- 4. 事務局は、連絡会及び会員向けセミナー等実施後に交流会等を開催し、施 策情報の共有・発信を促進するための場(雰囲気)作りに努める。

(連絡会参加機関の職務)

第8条 連絡会参加機関は、事務局が行う体制整備に協力する。

- 2. 連絡会参加機関は、所管のグリーンエネルギーに係る施策情報等を連絡会に持ち寄り共有を図る。
- 3. 連絡会参加機関は、会員以外の関係事業者団体等を通じ各事業者等への情報発信に努める。

(会員の職務)

第9条 会員は、受信した施策情報等の関係事業者等への発信に努める。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 協議会事務局を九州経済産業局資源エネルギー環境部に置く。

第6章 解散

(解散)

第11条 連絡会の決議により解散する。

第7章 雑則

第 12 条 この規約に定めるものの他は、必要な事項について事務局が定める。